

令和 2 年 6 月 2 日現在

機関番号：16201

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2019

課題番号：16K03294

研究課題名(和文)外国人テロリストの退去強制とEU移民法の研究

研究課題名(英文)A Study on Deportation of Foreign Terrorist Fighters and EU Migration Law

研究代表者

新井 信之 (ARAI, Nobuyuki)

香川大学・法学部・教授

研究者番号：80249672

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,500,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、外国人が関与するテロリズムに対して欧州連合(EU)の基本諸条約と出入国管理に関する法令(EU移民法)がどのように対処しているかについて、実践的かつ比較法的な観点を踏まえた研究成果を上げることができた。とくにテロ・難民に関わる移動の自由と人権保障についての喫緊の課題を検証し、ヨーロッパにおける統合と「移動の自由」の危機についての課題と展望をまとめることができた。これらの研究成果の一部は、「テロ・難民に関するEU基本諸条約およびEU移民法の枠組みと『移動の自由』」(香川法学40巻1・2号)として本務校の紀要に発表される。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、外国人テロリストの退去強制とEU移民法に関して、海外の研究者および実務家との緊密なネットワークを駆使して最新の情報収集と意見交換を実施し、理論と実践の架橋を斬新な手法でまとめることによって全体としてのEU法研究の体系化の一端を担う学術的意義をもたらすことができた。それとともに、外国人の出入国管理に関する国家の危機管理とも結びつく多様な問題が発生しつつあるわが国の入管実務にとっても大きな意義を有するものと考えられる。これらのことから研究の成果が微力ながらも社会全般に寄与していくものと思料される。

研究成果の概要(英文)：This research could raise the results of the study from a practical and comparative legal perspective on how the European Union's basic treaties and immigration laws (EU Migration Law) deal with terrorism involving foreign terrorist fighters. In particular, I could examine the urgent issues of freedom of movement and human rights security related to terrorism and refugees, and summarize the issues and prospects for the crisis of integration and freedom of movement in Europe. Some of these findings will be published in the Proceedings of Kagawa University as "The Basic Framework of EU Treaties and EU Migration Law on Terrorism and Refugees and the Freedom of Movement" (Kagawa Law Review Vol.40, 1 and 2).

研究分野：法学

キーワード：外国人 テロリスト 退去強制 欧州連合(EU) 移動の自由

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

## 1. 研究開始当初の背景

- (1) EU 諸国における「移動の自由」は、1957年のローマ条約によって設立されたヨーロッパ経済共同体 (EEC) の誕生を契機とし、以来、域内における人、物、サービスの移動の自由を図るシェンゲン協定が1985年に調印され、1992年にはマーストリヒト条約によるEU (欧州連合) の発足によってEU市民権が規定された。その後、2009年のリスボン条約の成立により新たな展開をみせることとなった。EU市民については、国境を越えた自由な移動と労働の権利が保障されることになったのである。これらの権利・自由は、EU加盟国の国内法の体系に直接作用し、優先するEU法 (European Union Law) の影響を受けるものであり、EU諸国以外の第3国の外国人についても、( ) 欧州人権裁判所と欧州司法裁判所との並列的關係、( ) EU法の国内法的効力、( ) 第3国の外国人間における差別的取扱い、( ) 家族の結合性 (integrity) 等について、EU加盟国においてそれぞれ独自の議論がなされつつEU全体としての法体系の構築と定着化の努力がなされているところであった。それとともにEU諸国における外国人テロリストの脅威に対しても、EU移民法の研究領域において大きな課題となっており、昨今の動向が注目されていた。
- (2) アメリカにおいても、2001年に発生した9.11同時多発テロ事件を契機として、連邦議会は、米国民権法を制定し、2002年11月には国土安全保障法を制定した。それまでの移民・帰化局を廃止してほとんどの出入国管理機能を国土安全保障省に移管させ、徹底的な国内の治安管理体制を再構築したのである。だが、これについては、出入国管理の名目でなされる治安維持の強化についての必要性を認める見解も存する一方で、とくにアラブ・イスラム系外国人に対する重大な人権侵害を発生させる大きな問題を抱えることになったとしてさまざまな議論がなされてきた。
- (3) 日本においては、2006年に「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律」が制定され、( ) 上陸審査時に特別永住者等を除く一般外国人に指紋等の個人識別情報の提供を義務付け、( ) テロリストの入国等の規制を適切に行うための退去強制事由の整備等を行い、( ) 本邦に入る船舶等の長に乗員・乗客に関する事項の事前報告を義務付けるための規定を整備した。だが、これについては、比較法の観点はともかくとしても、実証的な研究・調査はほとんどなされていないのが現状といってもよいものであった。

## 2. 研究の目的

- (1) 2015年1月に発生したイスラム系移民によるフランス・パリ11区にある風刺週刊誌を発行している「シャルリー・エブド」本社襲撃事件では17人の犠牲者を出した。これは、近年、欧米諸国ではイスラム系移民が差別され社会的に排除された結果、イスラム過激派思想に染まる2世や3世が増加していると指摘されており、テロへの警戒を強めているさなかに起こったものである。これについて研究代表者は、これまでのEU諸国における研究調査で、9.11同時多発テロ事件を契機としてアメリカで「再興」されたと言われる外国人の退去強制に関する絶対的権限理論 (plenary power doctrine) がEU移民法にも影響を及ぼす可能性を欧米の研究者から示唆されてきた。そのため日米欧の憲法および出入国管理制度を研究してきた者として、テロリズム撲滅が世界共通の喫緊の課題であることから自らの研究者としての使命感が大いに触発され、本研究の着想に至ったものである。
- (2) 研究代表者は、2008年に20年余りの歳月をかけてアメリカ合衆国における外国人の退去強制についての判例理論を体系化し博士論文としてまとめた拙著『外国人の退去強制と合衆国憲法—国家主権の法理論』(有信堂、2008年)を上梓した。その後は、日米の比較法的

研究を基礎として新たにEU移民法の基本的な体系を分析することを目標として、科学研究費の助成等を得てEU諸国の研究者との学术交流ネットワークを構築し、さらに研究を進展させてきた。

- (3) 本研究は、上記のようにこれまで研究代表者がEU諸国における外国人の退去強制に関する法制度とその運用について日米との比較を踏まえて積み重ねてきた研究成果を基礎として、国際社会における喫緊の課題である外国人が関与するテロリズムに対してEU諸国の移民法(出入国管理法)がどのように対処しようとしているかについて比較法の立場からの研究を進展させていくことを目的とするものである。そして、かかる研究成果を基にして、日本における外国人テロリスト等に対する出入国管理強化とそれとは区別されるその他の外国人の人権保障についての提言をおこなうとともに、併せて、欧米の研究機関および研究者と連携し、EU諸国において統一されつつあるEU移民法について全体としてのEU法研究の体系化の一端を担うべく先駆的な研究を心掛けていくこと、外国人テロリストの退去強制という特殊なテーマについてさらに理論的および実証的研究を発展させていこうとするものであった。

### 3. 研究の方法

本研究は、外国人テロリストの退去強制という特殊なテーマを掲げるため、たえず海外の研究者・実務家との連携を保ちつつ、効果的に研究計画・方法を実行していくことを心掛け、以下のような4つの方法によって研究を進めていった。

- (1) EU本部が公式に発表する書簡、海外の文献、国内の文献等についての調査・収集・分析  
欧州連合(EU)と日米の比較法研究の理論的総括をおこなうための文献資料を収集・整理し、多方向からの分析に資するための準備をおこなった。

特筆すべきは、つぎの海外の学術調査を通じて研究者本人が執筆する論文や著作物の最新の関係資料を直接入手し、分析をおこなうことができたことであった。このことは、本研究の喫緊のテーマにとって必要な資料を的確に収集・分析できた点で大変有意義なものであった。

- (2) EU諸国における学術調査(学会への出席、大学等の研究機関における調査、実務家および行政機関への聞き取り調査等)による情報収集と意見交換

外国人テロリストとEU移民法に関する事柄について、以下のような学術調査を実施し、情報の収集とともに現地の関係者と情報の分析および意見交換を実施した。

大学の研究機関および関係者としては、オランダにおいて、ライデン大学移民法研究センターの関係者らとテロ・難民に関するEU移民法の現行の運用状況について、最新情報・資料の収集と意見交換を実施した。ドイツにおいては、フランクフルト・ゲーテ大学法学部の関係者らと日・独の比較法の観点からの情報・意見交換を行うとともに、出入国管理実務に精通する弁護士らとの共同研究を実施した。

また、これらの研究者らとの情報交換等を経て、チェコ・カレル大学法学部の関係者らとともに情報分析・共同研究を実施し、同じくチェコ・パラキー大学法学部が主催するテロと難民に関する国際学会へ出席し、各国の研究者たちと情報および意見交換をしたことである。チェコにおいては、在来研究の折に勤務校へ招請し共同研究の機会を得たチェコ・カレル大学の関係者および欧州連合(EU)の政府関係者らから喫緊の状況についての情報収集を行いテロ・難民の事案に関する現況を分析した。ここでは、チェコ・カレル大学法学部および同人文学部、欧州連合(EU)の政府関係者らから多くの学術的知見を得て、彼

らとともに欧州連合（EU）におけるテロ・難民についての法的な枠組みの分析・共同研究を実施し、本研究に必要な情報および意見交換をした。

それとともに、上記の研究機関等の関係者らとともに、ベルギーでは首都のブリュッセルで発生した連続テロ事件、ドイツにおいては、ベルリンのクリスマスマーケットにおけるテロ事件の発生現場および現在の難民収容所、イランとドイツの二重国籍者によるミュンヘン銃撃事件等の現地調査を実施し、貴重な知見を得た。

（3）国内における情報収集と意見交換（学会および研究会への出席、実務家および行政機関への聞き取り調査等）

前述のチェコ・カレル大学人文学部の関係者については、在来研究の折に研究代表者の本務校である香川大学へ招請し、公開講演会の実施とともに共同研究の機会を得た。また、本研究の協力者であるアメリカ・UCLAロースクールの移民法研究者も来日し、昨今の情勢について情報・意見交換を実施した。

また、「欧州連合の基本法としての諸条約の枠組みと移動の自由」というテーマで研究会等において報告し、国際人権法学会においてもの「外国人の出入国と在留研究グループ」はじめ研究者・実務家との意見交換の場において、「EU移民法とヨーロッパにおける『移動の自由』の危機」というテーマで発表し、国内の研究者との意見交換を行った。

（4）所属学会および本務校の紀要による研究成果を発表すること。

これらの貴重な情報・意見交換および資料収集を基にして、とくにテロ・難民に関わる「移動の自由」と人権保障に関するEU法における基本的な枠組みを意識しつつ、欧州連合（EU）の憲法ともいえる「EU条約」「EU運営条約」「EU基本権憲章」の三つの基本条約を一括して翻訳し、研究成果の一部として公表（香川法学第37巻3・4号）した。さらに、本研究の総合的な理論研究の成果としては、「テロ・難民に関する欧州連合（EU）の基本諸条約およびEU移民法の枠組みと『移動の自由』」というテーマで、本務校の紀要（香川法学第40巻1・2号、2020年度9月刊行予定）に掲載し、公表される。

#### 4．研究成果

（1）外国人テロリストの出入国管理法制上の処遇等については、講学上もその情報収集が非常に難しいところがあったが、これについて研究代表者がこれまで培ってきた学术交流ネットワークを十分に活用し効果的な調査・分析を行うことができた。とくにオランダ・ドイツ・チェコの大学機関および実務関係者らと連携して実証的な研究を行い、全体的な構造を明らかにすることができた。

（2）具体的には、欧州連合（EU）の出入国（域）管理における外国人の退去強制に関する法律制度とその運用という観点から、外国人テロリストが大量難民の流入に紛れ込んで欧州連合（EU）の国境域内へ入国しようとする事実に対して欧州連合（EU）がどのように対処しようとしているかについて、欧州連合（EU）の基本諸条約、出入国（域）管理制度、具体的な政策の実施とその課題を検証し、比較法研究の立場から理論的および実証的研究を進展させることができた。

（3）EU諸国における外国人テロリストの脅威に対しては、EU移民法の研究領域においても大きな課題となっており、その動向が注目されてきたが、本研究においては、外国人テロリストの退去強制という特殊なテーマについてさらに理論的および実証的研究を進展させるべく、これまで構築したEU諸国の研究者および実務家との緊密な学术交流ネットワークをさらに進展させることができた。

(4) 本研究は、かかる研究成果を基礎として、日本における外国人テロリスト等に対する危機管理政策を含めた総合的な出入国管理政策を意識しつつ、それとは区別されるその他の外国人(難民等)の人権保障についての問題提起をおこなった。このことは、外国人の出入国管理に関する喫緊の重大な問題の発生が懸念されるわが国の入管実務にとっても時宜を得た大きな意義をもつものと考えられる。それゆえに、ささやかながらも本研究の成果が社会全般に寄与していくことができるものと確信するものである。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 新井 信之	4. 巻 37
2. 論文標題 欧州連合（EU）基本条約（試訳）	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 香川法学	6. 最初と最後の頁 110 - 184
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 新井 信之	4. 巻 40
2. 論文標題 テロ・難民に関するEU基本諸条約およびEU移民法の枠組みと「移動の自由」	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 香川法学	6. 最初と最後の頁 1-40
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 0件/うち国際学会 0件）

1. 発表者名 新井 信之
2. 発表標題 欧州連合の基本法としての諸条約の枠組みと移動の自由
3. 学会等名 第277回広島公法研究会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 新井 信之
2. 発表標題 EU移民法の紹介と各国の現況
3. 学会等名 国際人権法学会
4. 発表年 2017年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 畑博行・小森田秋夫編	4. 発行年 2018年
2. 出版社 有信堂	5. 総ページ数 628
3. 書名 世界の憲法集〔第5版〕	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----